

要 望 書

全国市議会議長会は、令和5年度産業経済施策等に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和4年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 清 水 富 雄
(横浜市会議長)

全国市議会議長会産業経済委員会
委員長 立 脇 通 也
(松江市議会議長)

目 次

【第 113 回評議員会 決議】

- 1 ポストコロナを展望した地方行財政の充実に
関する決議…………… 1
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議…………… 5
- 3 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災
対策及び復旧・復興対策等に関する決議…………… 9

【第 175 回産業経済委員会 議決事項】

- 1 農林水産業共通対策…………… 13
- 2 農業振興対策…………… 16
- 3 林業振興対策…………… 19
- 4 水産業振興対策…………… 21
- 5 食の安全及び消費者の信頼確保対策…………… 23
- 6 中小企業振興対策等…………… 25
- 7 資源・エネルギー対策…………… 28

1 ポストコロナを展望した地方行財政の充実に関する決議

新型コロナウイルス感染症の数次にわたる波状的なまん延やウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰は、国民生活や雇用環境に深刻な影響を及ぼし、地域経済に甚大な打撃を与えるとともに、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などと相まって経済・社会・地域の構造変化に拍車をかけている。地方移住の増加やテレワークの普及など国民の価値観や生活態様も変わりつつある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実や防災・減災対策の推進、地域の資源を活かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、今後の感染状況に適切に対応しながら、ポストコロナの我が国の未来像を幅広く展望し、地方行財政の充実に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方税財政の充実

(1) 令和5年度一般財源総額の確保

コロナ禍の長期化等によって地域経済の低迷が続き、地方財政の恒常的な財源不足が懸念されるため、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保充実を図ること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

地方の財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債が累増することがないように、その発行を可能な限り縮小すること。

(2) 地方税の充実確保等

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるほか、適正・公平な課税の実現と新たな課題に対応する観点から、以下の事項に取り組むこと。

- ① 土地に係る固定資産税について、商業地の課税標準額の上昇額を半減する負担調整措置については令和4年度限りとするとともに、令和5年度は負担の均衡化に向けた既定の措置を確実に行うこと。
- ② 償却資産に係る固定資産税について、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- ③ ゴルフ場利用税の現行制度を堅持すること。
- ④ 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。
- ⑤ 自動車関係諸税の見直しに当たっては、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるようにすること。
- ⑥ 法人課税に関する国際協調を踏まえて国内の税制を整備する場合は、地方税制においても適切に対応すること。

(3) 地球温暖化対策への対応

2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロとする目標を達成するため、地方自治体は、住民への普及啓発、省エネ機器の普及助成、再生可能エネルギーの利用拡大や導入支援など地球温暖化対策に重要な役割を果たすことが期待されている。

地方自治体が、地域の実情に応じ、裁量をもって各般の対策を柔軟に推進することができる十分な規模の一般財源の確保が図られるよう、国において炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

2 地方創生の推進

(1) デジタル田園都市国家構想の着実な推進

地方創生の推進及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地

方の主体的かつ継続的な取組を支援するため、「デジタル田園都市国家構想交付金」については、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、複数年度にわたる施設整備事業の採択件数の拡大を図ること。

また、デジタル田園都市国家構想基本方針を踏まえ、まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容を見直し、地方自治体に対する支援策を充実すること。

(2) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充

地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

(3) 地方創生関連施策の拡充

① 地方の意見を踏まえ、「地方大学・地域産業創生交付金」の採択件数の拡大を図ること。

② 地方創生に資するテレワークの推進、地方へのサテライトキャンパス設置などコロナ禍を踏まえた地方創生施策を積極的に展開すること。

3 地方分権の推進

(1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への事務・権限の移譲と義務付け・枠付けの緩和を進めること。

その際、事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

4 デジタル社会の実現

(1) デジタル格差の解消

地域におけるデジタル格差が生じないように、5G、光ファイバー等のデジタル基盤を早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように、個人情報等の目的外利用や第三者への提供に係る取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 分散管理によるデジタル共通基盤の整備等

国・地方の情報システムの標準化・共通化、国・地方の保有情報のデータベース化とその有効活用などデジタル共通基盤の整備に当たっては、地方自治体の意見を十分踏まえ、自治体独自の活用にも配慮した柔軟なシステムとするとともに、それぞれの情報の管理主体が分散管理する方式を前提とすること。これらに伴う地方負担については、国による十分な財源措置を講じること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材の育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

5 その他

地方制度調査会の運営に当たっては、複雑・多様化する地方自治の制度と運用の在り方について調査審議を進めるため、総会及び専門小委員会における地方代表の発言機会を拡充すること。

以上決議する。

令和4年11月9日

全国市議会議長会

2 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

一昨年来、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株が猛威を振るうなど度重なる感染拡大により、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が繰り返し発令・延長されてきた。

一連の感染拡大防止対策の長期化により地域経済が危機的な状況に追い込まれており、対象地域はもとより、それ以外の地域においても国民生活や雇用環境に甚大かつ深刻な影響を及ぼしている。

そのような中、感染症の収束に向け、ワクチンの追加接種や対象年齢の引き下げに加え、変異株に対応した新たなワクチンの接種が進められている。また、感染者数の全数把握の見直しや水際対策の緩和などが進められているが、引き続き感染拡大防止対策や医療提供体制の強化に取り組むとともに、今後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生のために必要な諸施策を迅速・果敢に講じるべきである。

よって、国においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 感染拡大防止等について

- (1) 新たな変異株の全国的な感染拡大を防ぐため、必要な場合には、迅速かつ的確に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置を発令し、国として万全の措置を講じること。
- (2) まん延防止等重点措置の適用及び解除に当たっては、対象区域の市区町村の意見を尊重するとともに、変異株の特性等を踏まえ、機動的かつ柔軟な対応が可能となるようにすること。
- (3) ワクチン接種を円滑かつ着実に進めるため、ワクチン及び接種に必要な資材については、国の責任において十分な量を安定的に確保・供給すること。

- (4) ワクチン接種を安心して受けられるよう、有効性、必要性、安全性及び副反応等のより具体的で正確な情報を、国民に対し適切かつ迅速に提供すること。
- (5) ワクチンの追加接種(ブースター接種)及び変異株に対応した新たなワクチン接種の実施に当たっては、科学的な知見に基づいた検証を行うこと。
- (6) 特措法に基づく都道府県知事の権限については、今後、検証を行った上で、指定都市・中核市・保健所設置市が要請する場合、財源と併せて移譲を受けることが可能な制度とすること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の自費検査を行う民間検査機関において陽性結果が出た場合、確実に保健所へ連絡が届く仕組みを早急に構築すること。

2 医療提供体制等の強化について

- (1) 医療資源の偏在調整のため、感染者が多く発生している地域に対し、医師や看護師を融通することが可能となる仕組みを設けること。
- (2) 医療機関の役割分担や連携を図り、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。その際、都道府県の区域を越えた地方自治体間の患者移動を円滑にする広域入院など柔軟な対応を可能とすること。
- (3) 緊急経済対策に沿って、感染症指定医療機関等における病床の確保、医療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。
- (4) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の施策の実情に応じて柔軟な運用が可能となるようにするとともに、更なる増額や対象事業の拡大を図ること。
- (5) 感染患者の受入れの有無にかかわらず、一般患者の受診控えや受入制限による入院・外来患者数の減少等により多くの医療機関において医業収支が悪化していることから、引き続き地域医療提供体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援措置を講じること。

- (6) 感染再拡大に備え、更なる病床と宿泊療養施設の確保、臨時医療施設の設置、自宅療養における適切な医療の提供等の取組を支援すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時期に感染拡大するリスクを回避するため、インフルエンザワクチンを必要とする医療機関等に対し、迅速に需要数を確保・供給できるよう、安定供給対策を講じること。
- (8) 今後、未知の感染症が再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制を抜本的に強化すること。また、医療提供体制全体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

3 偏見・差別・虐待等の防止について

- (1) 感染者、濃厚接触者、医療・介護従事者、日常生活に不可欠な業務に従事する者やその家族に対する偏見・差別を防止するため、国民に対し正確な情報提供や啓発を行うなど必要な対策を講じること。
- (2) 社会環境の変化や休業・失業等に伴う生活不安やストレスにより増加・深刻化している児童虐待・DV被害について、相談窓口や支援体制の周知及び充実に努めること。

4 経済対策等について

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、地方自治体が必要とする額を十分に確保するとともに、地域の実情に応じ適切かつ弾力的に運用できる制度とすること。
- (2) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の更なる延長を図るとともに、事業者や労働者に対し制度の周知や利用促進を図ること。
- (3) コロナ禍で厳しい状況が続いている観光の本格的な復興のため、地方の観光を活性化し地方創生につなげていくための必要かつ十分な財源を確保すること。

- (4) 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた出口戦略を策定するに当たっては、科学的・医学的根拠に基づき、地方の意見も十分に踏まえた検討を行うとともに、国民に対し丁寧で分かりやすく説明すること。

以上決議する。

令和4年11月9日

全国市議会議長会

3 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務である。

また、災害発生後の迅速な復旧・復興対策や災害時における新型コロナウイルス感染症対策も重要となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、除排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備など、雪害対策の推進を図ること。

2 土石流対策の強化について

宅地造成及び特定盛土等規制法の成立により、地方自治体の新たな事務や経費の増加が見込まれることから、負担軽減に向けた制度設計を検討するとともに、財政的及び技術的支援を積極的に講じること。

3 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。

- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組む、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進すること。また、インフラの防災・老朽化対策について、地方自治体にとって自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保、対象事業の拡大を図ること。
- (3) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。

5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。

- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の個別補助制度など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお、被災者生活再建支援制度については、支給額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 避難所については住民の速やかな避難行動を促すためにも、冷暖房整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に万全を期すため、設備・備品の確保、医療救護体制の整備などに十分な財政支援を講じること。また、応援職員やボランティア等に対する感染防止対策の推進を図ること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。
- (4) 地方自治体による適時適切な避難指示等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また、線状降水帯予測向上のための二重偏波気象レーダーの設置及び迅速な地震速報や津波予警報のための多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。
- (5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

以上決議する。

令和4年11月9日

全国市議会議長会

1 農林水産業共通対策

農林水産業は、食料の供給や、国土・自然環境の保全など、国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。

しかしながら、我が国の農林水産業は、従事者の減少等により生産活動が低下しているほか、新型コロナウイルス感染症の長期化による需要減少やウクライナ情勢に伴う原油価格・肥料価格等の高騰により深刻な影響を受けている。

農林水産業の振興は、食料自給体制等の維持・向上に不可欠であるとともに、地域活性化の要でもあることから、その持続的かつ健全な発展を図るための課題の解決に向けた対策を講じることが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 経営支援対策の充実強化について

新型コロナウイルス感染症の影響による減収対応も含め、農林水産業者の資金繰りに支障を来たさないよう、一層の対策を講じること。

2 持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の長期化等により、経営に重大な影響を受けている農林水産業者の事業継続を図るため、消費回復、市場の安定に向けた経済施策を拡充すること。また、新しい生活様式に対応した生産・販売体制の取組に対して、一層の支援を図ること。

- (2) 我が国の農林水産業発展のため、農林水産物・食品の輸出5兆円目標の実現に向け、輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押しし、関係省庁が一体となって取り組むこと。
- (3) 新たな市場や付加価値を創出し、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した、農山漁村における6次産業化や農商工連携への取組に対し、十分な予算を確保し、着実な実施を図ること。

3 担い手の育成・確保

- (1) 農林水産業の持続的かつ健全な発展のため、担い手の育成・確保対策を推進すること。
- (2) 地域おこし協力隊が任期終了後、新規就農林水産業者として定住できるような支援策を関係省庁が一体となって講じること。

4 野生鳥獣等による農林水産物被害防止対策の充実強化について

- (1) 野生鳥獣等による農林水産物被害を防止するため、鳥獣被害防止対策の一層の拡充を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策交付金の継続と拡充、処理加工施設等の補助拡充など、鳥獣被害防止対策を強化すること。また、未利用部位の利用促進や供給用途の拡大を図り、ジビエ利用を推進すること。

5 TPP等関連施策の実施と予算措置について

- (1) TPP11 協定、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な対策を講じること。また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林水産業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。
- (2) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げる施策を、各地域の農林水産業・農山漁村の実情を踏まえながら着実に実施するとともに、十分な予算措置を講じること。

6 原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域政府による農産品等の輸入規制を継続して措置している国・地域に対し、被災地産品の輸出促進に向けた取組をより一層強化すること。

2 農業振興対策

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、輸入農産物の増加に加え、最近の肥料価格の高騰など極めて厳しい現状にあるとともに、食料自給率は先進国中最低の水準となっている。

こうした中、ウクライナ情勢の影響により、食料の安定供給の確保が改めて重要な課題となったことから、農業の担い手の育成・確保や農家の所得向上など、我が国農業が抱える課題に十分に対応し、強い農業の確立による食料自給率の向上を図ることが喫緊の課題である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 経営支援対策の充実強化について

認定農業者や集落営農、認定新規農業者を支援する経営所得安定対策について、必要財源を確保するとともに、一層の拡充を図ること。

2 農業農村整備事業関連予算の安定的確保について

- (1) 将来にわたる農業・農村の持続的な発展を図るため、農業農村整備事業予算を長期的かつ安定的に確保すること。
- (2) 農村地域の安全・安心の確保のための農村地域防災減災事業の推進を図ること。

また、水田やため池の活用など、流域治水の取組に必要な財政的・技術的な支援を行うこと。

3 農業の持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 農作業の省力化や生産性、収益力の向上を実現するスマート農業を推進すること。
- (2) 老朽化した農業用施設の早急な機能回復が急務となっている中、補修や更新等による施設の長寿命化対策を進めるため、多面的機能支払交付金等の予算を十分に確保すること。
- (3) 農業生産条件の不利な農山村の振興・活性化を図るため、中山間地域等直接支払制度を一層充実すること。
- (4) 農業に重要な役割を占めている女性・高齢者の能力を十分発揮できる環境整備を促進すること。
- (5) 「新規就農者育成総合対策」について、十分な予算を確保するとともに、新設された経営発展支援事業の地方負担に対して、地方財政措置を確実に講じること。
- (6) 耕作放棄地や荒廃農地の発生防止・解消に資する施策を積極的に推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化の促進と生活基盤の効率的な整備の推進を図ること。

4 食料自給率向上、国産農産物の消費拡大に資する施策の推進について

- (1) 水田を最大限に有効活用した米粉・飼料用米、麦、大豆等の作付拡大支援など食料自給率向上施策に関し、十分な財源を確保すること。
- (2) 「水田活用の直接支払交付金」については、恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置すること。

なお、今後5年間に一度も水張り（水稻の作付）が行われない農地は対象外とする、令和4年度からの交付対象水田の見直しにより、対象水田から除外された農地について、制度上の救済策を講じること。

- (3) 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、外国への輸出を含む米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
- (4) 学校や病院、高齢者施設など公共施設で供される給食等において、地域の農産物の積極的な利用を促す施策を展開すること。
- (5) コロナ禍による米の需要の落ち込みと過剰在庫による米価への影響が生じているため、米の需給と価格の安定化に向け、国主導による真に実効性のある在庫対策や消費喚起などの需要拡大対策を推進すること。

5 畜産・酪農等の経営安定対策の充実強化について

- (1) 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実すること。また、畜産・酪農経営の安定と発展に資するため、畜産・酪農経営安定対策の充実強化を図ること。
- (2) 高病原性鳥インフルエンザをはじめ、CSF（豚熱）や口蹄疫等の家畜伝染病の侵入・まん延を防止するため、防疫・危機管理体制を強化するとともに、被害を受けた畜産農家等に対する経営支援策を充実すること。あわせて、風評被害の防止に万全の措置を講じること。

3 林業振興対策

我が国の林業は、木材生産にかかるコストの増大等による採算性の悪化、林業従事者の減少等による維持・管理が困難な森林の増加により、極めて厳しい状況に置かれている。

また、森林の荒廃等が進む中において、集中豪雨など自然災害により市民の生命・財産が失われる事態が生じている。

森林は、国土の保全、水源のかん養、林産物の生産はもとより、地球温暖化防止効果など多面的機能を持った重要な資産であり、その機能を持続的に発揮させるためには、林業の健全な発展を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 林業の持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 森林・林業基本計画に掲げる施策の具体化を図るため、必要な予算の確保を図ること。また、パリ協定を踏まえた地球温暖化防止森林吸収源対策については、90万ha/年平均（うち間伐45万ha/年平均）の森林整備に係る必要予算の確保に加え、2050年カーボンニュートラルに向け、森林分野での貢献が最大化するよう、継続的な予算措置を講じること。
- (2) 「森林環境譲与税」については、税の主旨である奥地等条件不利地の森林整備を着実に進展させるとともに、都市部における木材利用の推進、都市と山村が連携した取り組みの拡大を推進すること。

- (3) 森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、林産物の供給体制等の支援、木材利用の促進、その他林業振興のための施策を推進すること。特に、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢により木材の需要及び供給の動向は不透明な状況であることから、木材価格の安定、国産材への切り替えなど、必要な対策を講じること。

2 森林経営管理法の円滑な施行に係る支援について

森林経営管理制度に係る市町村の体制強化に向け、林務担当者の育成・確保を図る仕組みを確立すること。また、森林所有者や境界確定の一層の促進に向け、森林整備地域活動支援対策事業に係る支援等の拡充を図ること。

3 森林整備の拡充について

条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業等により、積極的な整備の拡充を図ること。

4 森林整備による防災・減災対策の推進について

災害に強い国土を形成するために治山事業及び森林整備事業を更に強力に推進すること。特に、近年、集中豪雨や台風による甚大な被害が発生していることから、流域治水プロジェクトと連携した治山事業を推進するために必要な財政支援を図ること。

4 水産業振興対策

我が国の水産業は、漁場環境や資源状況の悪化による漁獲量の減少、担い手の不足、国民の魚離れの進行などにより、極めて厳しい状況にある。

このような状況の下で、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るためには、水産施策のより一層の推進が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 漁業者に対する経営支援策等の強化について

- (1) 水産物の安定的な確保に必要な漁船漁業の維持・発展のため、漁業者に対する融資・信用保証などの経営支援策を強化するとともに、新規漁船建造の際の支援制度を拡充すること。
- (2) 安全かつ安定した水産物供給及び国内水産物の競争力を強化し、輸出を推進するため、高度衛生管理に対応した施設整備が図られるよう、十分な水産基盤整備予算を確保すること。また、施設整備にあわせて必要となる機器等の整備費用についても、十分な財政支援を講じること。

2 水産業の持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 適切な魚種の維持と漁業経営の安定化を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対する支援である資源管理・漁業収入安定対策等の拡充強化を図ること。

- (2) 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗放流等の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。

3 外国漁船対策について

- (1) 我が国の漁業者の安全操業及び水産資源の適切な保存及び管理の推進のため、漁業取締船の増隻及び最新の漁業取締機器の充実化等を行い、違法操業を行う外国漁船の監視及び取締を強化すること。
- (2) 漁業協定の場などにおいて、我が国の漁業者の安全操業及び外国漁船の違法操業の根絶のための対策強化を強く働きかけること。

4 海洋ごみ対策について

海洋プラスチックを含む海洋ごみ対策に、国際的な関心が高まっている中、海洋生態系の保全や水産業の振興等に不可欠であることから、漁場機能の維持・回復等に向け、漁業者等が行う海洋ごみの回収・処理活動及び自治体を実施する海洋ごみ対策に係る財政措置を拡充すること。あわせて、漁具の適正な使用・管理を漁業者に指導するとともに、漁具等のリサイクル技術の開発・普及を促進すること。

5 食の安全及び消費者の信頼確保対策

食の安全確保は、国民の健康な生活の基礎をなす重要事項であることから、不正を見逃さない監視体制や安全管理・衛生管理体制の強化など、消費者の信頼を得るための取組がより一層求められている。

また、消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報社会の進展など大きく変化してきており、社会的弱者を狙った悪質商法や食品表示の偽装等による被害は跡を絶たず、消費者の安心・安全を確保するための施策の更なる推進が必要となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 食の安全性確保への取組について

食に対する消費者の信頼を確保するため、トレーサビリティシステム(生産履歴管理)、GAP(農業生産工程管理)、HACCP(危害要因分析・重要管理点)などの普及促進の支援を図ることにより、産地から食卓までの食の安全性を高めること。

2 輸入食材等の安全確保について

輸入食材等の安全性に関しては、一層の監視及び検査体制の充実強化を図るとともに、消費者・販売者等への情報提供を迅速かつ適切に行うこと。

3 消費者安心・安全確保対策の推進について

消費者の利益の擁護及び増進、消費者による自主的かつ合理的な商品及びサービスの選択の確保、消費生活に密接に関連する物資の表示など、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、必要な財政支援措置の更なる拡充を図ること。

6 中小企業振興対策等

我が国の中小企業の経営は、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響に伴う、原油価格の高騰や原材料・資材価格の上昇、更には為替相場の急激な変動により、極めて厳しい状況に置かれている。中小企業の経営動向は、地域経済にも強い影響をあたえることから、支援の拡充が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 中小企業への支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による減収対応も含め、中小企業の資金繰りに支障を来たさないよう、金融機関の実質無利子・無担保融資の申込期限及び償還期間等の延長や返済猶予等、業種を限定せずに一層の対策を講じること。

また、地域経済の回復に向けて、国による休業補償や経営環境整備のための支援等の拡充を図るとともに、中長期的な支援の継続を図ること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の収束状況に応じて、幅広い業種を対象とした消費喚起対策を実施すること。また、各自治体が独自に対策を実施する場合に補助金制度を創設すること。
- (3) テレワーク等の時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進するため、デジタル技術の支援を強化すること。また、サテライトオフィス創設等の一層の導入支援を行うこと。

- (4) 中小企業の廃業から優れた技術や雇用を守るため、第三者を含めた後継者への事業承継支援策の強化を図ること。
- (5) 令和5年10月の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に当たっては、免税事業者が不利益を被らないよう適切な措置を講じること。

2 地域経済の活性化のための経済対策の推進について

- (1) 地方創生の視点に立った総合的かつ積極的な実効性のある経済対策を講じること。また、地方の中小企業等の生産性向上や国内外の販路開拓等に対する支援の充実を図ること。
- (2) 地方自治体が推進する地域の活性化に資する土地利用について、地方自治体が主体的に行えるよう、都市計画法や農地法をはじめとする関係制度の見直しを検討すること。

3 地域資源の活用促進について

- (1) 地域資源の活用や中小企業者と農林水産業者の連携による農工商連携等は、地域活性化の観点からも有効な施策であることから一層の拡充を図ること。
- (2) 地域団体商標制度（地域ブランド）の活用促進を図ること。

4 地域商業の振興について

- (1) 活力ある地域コミュニティを担う商店街等の振興のため、地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業などの拡充強化を図ること。

- (2) 商店街に設置された街路灯の老朽化や維持管理費の問題を解決するため、新たな対応策や補助金の創設などを検討する協議会を設置すること。

5 下請け中小企業の保護について

大企業・親事業者が下請け等の事業者へ、一方的に価格などについて、しわ寄せをすることがないように、適切な措置を講じること。

7 資源・エネルギー対策

政府においては、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする目標を達成するため、省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立するとしている。

こうした中、地方自治体には、住民への普及啓発、省エネ機器の普及助成、再生可能エネルギーの利用拡大や導入支援など地球温暖化対策に重要な役割を果たすことが期待されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 再生可能エネルギー関連施策等の推進について

- (1) 地方自治体が脱炭素社会の実現を目指すため、地域の課題や現状に応じた脱炭素に資する事業に活用できる、汎用性が高く利用しやすい交付金を創設するとともに、様々な施策に取り組むための、長期継続的な財政支援措置を講じること。
- (2) 太陽光や風力、水力、バイオマス、地熱発電等の再生可能エネルギーの研究・開発に積極的に取り組むこと。
また、発電施設の設置・建設について支援措置の充実を図り、安全で安定的な電力供給対策を実施すること。
- (3) 農山漁村における未利用土地や水、バイオマス等を利用した再生可能エネルギーによる発電は、地元使用のほか、売電収益を地域発展に活用できることから、導入推進のための支援を図ること。

- (4) 再生可能エネルギーの余剰電力を有効に活用するため、地域間融通ができる送電網の強化や大型蓄電池の開発促進を着実に進めること。
- (5) 電気の地産地消、地域内資源循環の実用を目指し、自治体主導で地域新電力会社を創設する事例が増えていることから、地域新電力会社が大手電力会社と共存できるよう制度の改善・充実に努めること。
- (6) 省エネルギー対策を実施する中小企業に対し、省エネルギー機器の購入など、省エネルギー設備投資への財政支援を強化すること。
- (7) 火力発電の高効率化及びCO₂削減を実現する次世代の火力発電技術や、CO₂を資源として有効活用するカーボンリサイクル技術の早期確立を目指すため、予算の拡充を図ること。

2 太陽光発電施設の設置に関する法整備について

- (1) 太陽光発電施設について、地域の景観維持、環境保全及び防災の観点から適正な設置がされるよう、立地の規制等に係る法整備など必要な措置を行うこと。また、太陽光発電に特化した詳細な技術基準等を統一的に整備し、設置から廃棄まで一貫した法律上の規制を担保するとともに、再生可能エネルギーの規制と普及が両立する仕組みについて早急に確立すること。
- (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については地域住民への事前説明を

義務付けるとともに、その具体的な手続を事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取組を行うこと。

- (3) 再エネ特措法に基づいて認定された事業が未着工の場合、認定後に関係市町村が制定した条例等の遵守を義務付けるとともに、関係法令が遵守されているか見極め、認定審査基準により改めて認定すること。
- (4) 既に事業を開始した太陽光発電施設の安全性に課題のある事業についても、関係市町村長の意見を聞き、国が責任を持って確認し対応すること。
- (5) 事業終了後の施設の適正管理や撤去、太陽光パネルの処分・再利用の方法等についても国が責任を持って法制化すること。

3 原子力発電の安全確保等について

- (1) 原子力発電の万全な安全確保のため、原子力技術者及び研究者の養成確保に努めること。
また、放射性廃棄物の処分に関する研究開発を着実に進めること。
- (2) 原子力事業者に対し、徹底した情報公開など指導・監督を強化すること。